

八尾市地域防災活動用資器材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び八尾市地域防災計画に基づき、地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図るため、自主防災組織及び地区防災計画を策定した計画提案者（以下「組織等」という。）に対し資器材を交付し、もって地域における防災活動を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時の被害拡大防止及び災害応急活動対策を行う団体であつて、次の各号に掲げる班で構成するものをいう。

- (1) 初期消火班
- (2) 救出・救護班
- (3) 避難誘導班
- (4) 情報班
- (5) 給食・給水班

2 この要綱において「計画提案者」とは、八尾市地区防災計画の規定手続に関する要綱第2条第4項に規定するものをいう。

(交付対象)

第3条 この要綱により資器材の交付を受けることができる組織等は、前条第1項に規定する自主防災組織又は地区防災計画の規定手続に関する要綱に基づき地区防災計画を地域防災計画に定めた計画提案者とする。

2 資器材の交付は、予算の範囲内で行う。

(申請)

第4条 資器材の交付を受けようとする組織等の代表者は、八尾市地域防災活動用資器材交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、計画提案者にあつては、次の各号に掲げる書類に替えて八尾市地区防災計画の規定手続に関する要綱第5条に規定する審査結果通知書を添えて申請するものとする。

- (1) 自主防災組織の組織図
- (2) 自主防災組織の区域がわかる図面
- (3) 自主防災組織を構成する町会名の一覧

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、申請内容について審査した上で交付の可否を決定し、八尾市地域防災活動用資器材交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付資器材)

第6条 この要綱により交付する資器材は、別表のとおりとする。

2 市長は、別表に掲げる各資器材の点数の合計が、7,000点の範囲内において、次条に定める交付基準に従い、必要な資器材の交付を行うものとする。

(交付基準)

第7条 資器材交付の基準点は、次に定めるものとする。

(1) 次の表に掲げる世帯数に応じ、基準点を付与するものとする。

区分	基準点
世帯数が100世帯未満	700点
世帯数が100～200世帯未満	800点
世帯数が200～300世帯未満	900点
世帯数が300～1000世帯未満	1000点
世帯数が1000世帯以上	世帯数×1点以内

(2) 自主防災組織の合併時においては、合併後の世帯数に応じた基準点に1.5を乗じて得た点数とする。

(3) 前号に定める合併は、合併前と合併後の自主防災組織を比べて拡大した規模とならなければならない。

(4) 小学校区単位で合併した自主防災組織及び計画提案者にあつては、前各号に規定する基準点または3,000点のいずれかを付与するものとする。

第8条 資器材の交付時期は、次に定めるとおりとし、当該資器材の所有権は、交付を受けた組織等に帰属する。

(1) 自主防災組織の発足時または地区防災計画が八尾市防災会議において審査され、承認された時

(2) 自主防災組織の合併時

(3) 資器材の交付を受けたときから10年を経過した時

2 発足及び合併時に資器材の交付を受けた後5年を経過していない自主防災組織については、交付の対象外とする。

(交付の条件)

第9条 第5条の規定により資器材の交付を受けた組織等は、次の各号に定めるところにより当該資器材の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 資器材の保管場所は、組織等の倉庫等とし、代表者が責任をもって管理する。

(2) 代表者が変更になったときは、資器材の管理を次の代表者に引き継ぐものとする。

(3) 資器材の維持管理に関する費用は、すべて組織等の負担とする。

(訓練の実施)

第10条 資器材の交付を受けた組織等は、当該資器材を使用した訓練を毎年1回以上実施する。

(譲渡の禁止)

第11条 組織等は交付された資器材を他に譲渡してはならない。

(受領)

第12条 資器材の交付を受けた組織等は、受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(要綱の見直し)

第14条 この要綱の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(八尾市自主防災資器材交付要綱の廃止)

2 八尾市自主防災資器材交付要綱（平成9年3月5日実施。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織は、この要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織とみなす。

別表（第6条関係）

活動用資器材		点数	活動用資器材		点数
救助用器具等			電機資器材等		
1	救急セット（20人用）	330	26	懐中電灯	20
2	救急用担架	200	27	ランタン	40
3	救助ロープ（20m）	50	28	ヘッドライト	20
4	成人用おんぶ紐（ハーネス）	200	29	誘導用 棒型ハンドライト	20
5	ブルーシート	10	30	メガホン	40
6	簡易ベッド	100	31	乾電池6本（単1、単2形）	10
7	毛布（真空パック）	70	32	乾電池12本（単3、単4形）	5
8	非常用アルミシート（10枚）	20	33	投光器	200
個人装備品等			34	コードリール	60
9	革手袋（合皮）※	20	35	ガス発電機	1100
10	軍手（12双）	10	消火関連等		
11	ゴーグル	20	36	ABC消火器（10型蓄圧式）	70
12	長靴※	30	37	バケツ（金属、約10L）	10
13	レインウェア（上下）※	30	救助用工具		
14	腕章（2個）	20	38	大ハンマー	60
15	ビブス	10	39	バール	50
16	ヘルメット	20	40	ショベル	40
17	ホイッスル（3個）	10	41	斧	50
運搬器具等			42	ツルハシ	40
18	一輪車（運搬用）	190	43	のこぎり	30
19	台車	100	44	鉄線切り用カッター	140
20	コンテナボックス（約50L）	40	45	工具セット	60
衛生用品等			46	フロアジャッキ（2t）	500
21	飲料水タンク（20L）	30	47	脚立（はしご時4m程度）	290
22	簡易トイレ（フレーム式）	240	その他		
23	トイレ用間仕切りテント	160	48	ドライワイパー	50
24	携帯トイレ（20枚入り）	40	49	物置（組立費込み）	2000
25	ゴミ容器（ポリふた付、約60L）	50	50	間仕切り（避難所用）	140

※ 各サイズについて

- ・革手袋：S, M, L
- ・長靴（cm）：24, 24.5, 25, 25.5, 26, 26.5, 27, 28, 29
- ・レインウェア（上下セット）：S, M, L, LL, 3L, 4L

年 月 日

八尾市地域防災活動用資器材交付申請書

（あて先）八 尾 市 長

（申請者）

組織等の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

記名でも可

八尾市地域防災活動用資器材交付要綱第4条の規定により、資器材の交付を申請します。

記

1 組織等の名称

2 地区名（校区名）

地区（校区）

3 世帯数

世帯

4 交付申請資器材

別紙交付申請資器材一覧表のとおり

様式第2号（第5条関係）

八 第 号
年 月 日

（組織等の名称）

様

八 尾 市 長

八尾市地域防災活動用資器材交付決定（却下）通知書

地域防災活動用資器材の交付について、次のとおり決定したので八尾市地域防災活動用資器材交付要綱第5条の規定により次のとおり通知します。

記

- 1、交付資器材
別紙交付資器材一覧表のとおり
- 2、却下
却下理由

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

受 領 書

（あて先）八 尾 市 長

（申請者）

組織等の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

記名でも可

八尾市地域防災活動用資器材交付決定通知書により交付された資器材を受領しました。

なお、本資器材は八尾市地域防災活動用資器材交付要綱に基づき、管理運用することを確認いたします。